

第四回 開示・会計関係

## 一、開示に係る企業負担の軽減

それでは、四回目の連続セミナーを始めたいと思います。

本日は、開示・会計関係についてお話ししたいと思います。資料の三ページをお開き下さい。

1が「開示に係る企業負担の軽減」となっております。開示に関する規制は、これまでお話しした金融規制と違って、G 20などで議論が余り行われておりませんので、その方向性については少し見えにくいところがあります。私の考えとしましては、本日のタイトルの1と2が対になっておりまして、1の財務情報等従来型の開示については負担軽減あるいは簡素化の流れがあるであろう。2の非財務情報の関係は、開示充実というのが基本的な方向性であろうと見ております。

### (背景及び狙い)

1の「開示に係る企業負担の軽減」の「背景及び狙い」は、ここにありますように、エンロン、ワールドコム事件を契機にしまして、SOX法等により開示制度が厳格化されましたが、その後、特に米国においてそれらの法規制コストの高まりが米国企業の非公開化あるいはIPOの低迷等を招いているとの指摘が強まりました。そのため、開示に係る企業負担や賠償責任等について、負担軽減の観点から見直しを行う動きが見られるということでもあります。

### (諸外国及び我が国の対応)

#### A. 全般的負担軽減策

##### ① 米国

これに関する「諸外国及び我が国の対応」です。まず、「全般的負担軽減策」としましては、

### Ⅲ. 開示・会計関係

#### 1. 開示に係る企業負担の軽減

##### 背景及び狙い

- エンロン、ワールドコム事件（2001年、2002年）を契機に、SOX法等により開示制度が厳格化されたが、その後（特に米国において）それらの法規制コストの高まりが、米国企業の非公開化、IPOの低迷等を招いているとの指摘が強まった。
- そのため、開示に係る企業負担や賠償責任等について負担軽減の観点から見直しを行う動きが見られる。

##### 諸外国及び我が国の対応

###### A. 全般的負担軽減策

- [米] ○ ブルームバーグ・シューマー報告書 [2007年]  
（「ニューヨークと米国がグローバル資本市場でリーダーシップを維持するためには」法規制面のコストが、IPO減少等を招いているとして、SOX法、証券訴訟等の負担軽減を提言  
（このころ、「ハバート・ソントン報告書」や全米商工会議所の報告書など同趣旨の提言が相次ぐ）
- SEC、SOX法404条に関する経営者向けガイダンス導入 [2007年5月]  
（経営者が説明責任を果たす上で、必要な手続等を明示）

3

米国で二〇〇七年にブルームバーグ・シューマー報告書が出ました。ブルームバーグというのは言うまでもなくニューヨークの市長ですし、シューマー上院議員はニューヨーク州の選出です。副題に「ニューヨークと米国がグローバル資本市場でリーダーシップを維持するためには」となっておりますが、金融市場としてのニューヨークの地盤沈下に危機感を持った。それへの対策として、法規制面のコストがIPO減少等を招いているとして、SOX法や証券訴訟等の負担軽減を提言したわけでありませう。

このころ、ほかの同趣旨の報告書の提言も相次いでおります。同じ二〇〇七年五月に、SECは、SOX法四〇四条に関する経営者向けガイダンスを導入しました。これは、内部統制報告書の負担が重いという批判がかなり強く、その一つの代表としてSOX法四〇四条に経営者による内部

- JOBS法の成立 [2012年 4月]
  - ・新規上場企業に対する内部統制報告書の外部監査の免除（最長5年間）
  - ・私募、開示の少額免除における要件緩和
- [日本] ○ 内部統制報告制度の見直し [2011年 3月]
  - ・評価範囲の明確化、評価方法の簡素化
  - ・「重要な欠陥」の用語の見直し等
- 四半期報告の大幅簡素化 [2011年 3月]
  - ・損益計算書等：累計数値のみ義務付け
  - ・キャッシュフロー計算書：第1、第3四半期は省略可
- 新規上場企業に対する内部統制報告書の外部監査の免除（3年間）  
[2014年金商法改正法案]
- 単体開示の簡素化 [2014年 3月]

B. 発行開示中心から継続開示中心へ

- [米] ○ ディスクロージャー制度改革 [2005年]
  - ・自由書面目論見書制度
  - ・著名適格発行者（WKSI）制度
- [EU] ○ 目論見書指令 [2003年]、透明性指令 [2004年]  
(継続開示中心の制度の導入)
  - ・継続開示義務は、上場証券の発行者に課せられる（届出書に相当する制度は無い）
  - ・目論見書は、当局の承認を受けた上で公表（投資家への交付義務なし）

4

統制の評価をしるというのがあります。それについて、どういうことをすれば経営者が責任を果たしたことになるのかがはっきりしないという批判がありまして、そのガイダンスを示したという負担軽減策だったわけです。

四ページに参ります。次に、二〇一二年にJOBS法が成り立ちました。ここでは、同じく内部統制報告書について、新規上場企業に対しては、最大五年間、外部監査を免除するといった規制緩和が決まったわけです。さらに、私募や開示の少額免除について、要件の緩和が行われております。

② 日本

日本では、開示負担の軽減というのは最近かなりやっております。まず、二〇一一年に内部統制報告制度を日本も導入した後、やはり負担が重い

という批判があつたものですから、ここにありま  
すような評価範囲の明確化等の軽減策を実施いた  
しまして、さらに重要な欠陥があつたら開示しな  
ければいけないことになっていたのですが、「重  
要な欠陥」という言葉がきつ過ぎるといふご批判  
がありまして、余り変わらないのかもしれない  
が、「開示すべき重要な不備」といふふうによ  
うな言葉を変えたりいたしました。

さらに、同じく二〇一一年に四半期報告の大幅  
簡素化をいたしました。また、アメリカのJ O B  
S法とほぼ同内容であります。今年提出して  
おります金商法の改正法案では、新規上場企業に  
対して内部統制報告書の外部監査を三年間免除  
するという規制緩和をしております。

さらに、今年の三月から単体開示の簡素化を  
実施しています。現在、財務報告はご存じのよう  
に連結中心になっております。単体については開

を義務づけていない国もあるわけで、日本では  
単体開示は引き続き義務づけるものの、なるべく  
単にするという方向をとっております。

#### ① B. 発行開示中心から継続開示中心へ

##### ① 米国

次に、若干スペースフィックな開示の見直しの  
流れとして、「発行開示中心から継続開示中心  
へ」という流れがあるかと思うので、ご説明  
したいと思います。

これに関しては、アメリカで二〇〇五年に  
スクロージャー制度改革がまず行われまして、  
自由書面目論見書制度が導入されました。目  
論見書というのは、従来は開示内容が決まっ  
ていて、一定の場面ではその目論見書を使っ  
てしか勧誘できないとなつていたのですが、  
そういう場面でも自由な内容に出来る。た  
だし、その内容はSECに

必ず届けなければいけないということです。その様な制度が導入されました。

それから、WKS<sup>ウイックシイ</sup>Iと呼ばれる著名適格発行者制度が導入されました。これは、継続開示を一定以上やっつけて周知性の高い企業は、発行開示後の熟慮期間が要らない。ファイナンスをするときは、届出書などを出して発行開示をするわけですが、原則は、それから一定期間、熟慮期間というものがある。それが数日間あって、その後に価格を決定、募集の契約ができる。こういう流れですが、それですとファイナンスに時間がかかって、機動的な資金調達ができない。継続開示を重ねて周知性の高い大企業は、そんな熟慮期間は要らないだろうということ、これはいわば継続開示をしていれば、発行開示をしてそれをさらす必要は余りないという考え、継続開示中心の考え方を具体化したものです。

## ② EU

一方、EUは、二〇〇三年の目論見書指令や透明性指令で継続開示中心の制度が既に導入されており、日本やアメリカは、まず公募や売出しがあって、それで発行開示をして、その発行開示をした会社は以後継続開示をしなければいけないというのが基本です。もちろん、最初にIPOをしなくても、上場したら継続開示をしなければいけません。原則は発行開示から継続開示という考えです。一方、ヨーロッパの場合は継続開示義務は上場証券の発行者にかかるというのが基本的な考えです。

それから、届出書に相当する制度がなくて、目論見書はあるのです。ただ、目論見書も投資家への交付義務がない、公表するだけ。本当は、欧州の目論見書は日本やアメリカという届出書みたいな感じなのですが、いずれにせよ、EUは継続開

- [日本] ○ 目論見書以外の資料の使用 [2004年]
- ライツ・オフアリングに係る目論見書の作成・交付義務の免除 [2011年]
  - 日本版WКСI制度の導入 [2013年：金融審WG報告]
  - 継続開示書類の提出に伴う訂正発行登録書の提出義務の免除 [同上]

C. 発行会社の賠償責任の軽減

- [米] ○ 証券民事訴訟改革法 (PSLRA 1995年)
- ・ 将来情報の開示は、予測等に基づく旨の警告があれば、異なる結果が生じても賠償責任を負わない
  - ・ 職業的原告の排除
- 「市場における詐欺理論」見直しの動き [2013年11月]
- 証券詐欺 (SEC規則10b-5違反) に対するコモン・ロー上の不法行為の賠償請求において、米最高裁は、判例法上の「市場における詐欺理論」の見直しに係る論点を審査するため上訴を受理 (現在審理中)

- [日本] ○ 消費者集団訴訟法 [2013年成立]
- 民法の規定による損害賠償に限定 (金商法、金販法等は含まず)
- 虚偽記載による金商法上の賠償規定 (18条1項、21条の2ほか) に基づいて集団訴訟を提起することは出来ない
- 流通市場における虚偽記載の無過失責任の見直し [2014年金商法改正案]
- 無過失責任→過失責任 (ただし、会社側が無過失を立証した場合に限る)

(図表1参照) 5

示中心の制度になっているということでありま  
す。

③ 日本

次に、五ページで日本の動きです。日本も、二  
〇〇四年に目論見書以外の資料の使用ができる  
いうことを、法律上、明確化したしました。さら  
に、最近では、ライツ・オフアリングに関して目  
論見書の作成・交付義務を免除しまして、目論見  
書は要らないということになりました。これは、そ  
も目論見書がどうなのかという論点はありまし  
たが、そもそも論はさておき、ライツ・オフア  
リングの特性に鑑みて要らないことにしたのであ  
るのですが、継続開示中心の流れの一つであら  
うと思います。

昨年の金融審ワーキングの報告で導入すること  
が提言されております日本版WКСI制度、これ

はアメリカとほぼ同様の制度を導入することとしております。

さらに、継続開示書類の提出に伴う訂正発行登録書の提出義務の免除というものがあります。これは、要するに発行登録書を出した後、発行予定期間が一年とか二年とかあります。その間、継続開示書類が当然何回か出てくるので、その都度発行登録書を訂正しなければいけないという仕組みになっておまして、それは無駄ではないかというところで、いわば発行登録書の中身が継続開示書類の提出に伴って自動的に切りかわるのだという考え方をとったわけです。

「発行開示から継続開示中心へ」というのは市場の実態から見てかなり必然的な動きだと思えます。ただ、発行開示の届出書とか目論見書には仲介業者のゲートキーパー機能といって、虚偽記載に引受証券会社の賠償責任などがついております

ので、チェックがよりよく働く。そういう意味で、発行開示のそうした機能は大事ではないかという意見もあるのです。その辺とどう折り合いをつけるかというのが、発行開示から継続開示中心への移行の一つの課題であろうと考えております。

### C. 発行会社の賠償責任の軽減

#### ① 米国

次に、「発行会社の賠償責任の軽減」であります。これは、開示の中身そのものというよりも開示のエンフォースメントの問題です。通常、開示義務違反があった場合に、投資家が民事訴訟などで損害回復できるようにするというのは良いことだと考えられるわけですが、同時に濫訴の弊害もあるわけです。

現に、アメリカでは、虚偽表示に対する証券訴



訟がたくさん起こって、会社側が、判決だけでなく和解でも巨額の賠償金を払ってきたという実態があります。一部の調査によると、会社は多額の賠償金を払って相当負担になっているのですが、ではそれが投資家の救済に結びついているかという点必ずしもそうになっていなくて、大半は間に立った弁護士収入になっているとも言われています。米国でも、これは何とかしたほうがいいのではないかと以前から言われております。

それに対する取り組みとして、一九九五年に証券民事訴訟改革法が制定されました。将来情報の開示と言って、将来このようにするつもりだとか、こうした経営の計画を持っておりますという種類の開示がありますが、それが外れたときに訴えられるというのが証券訴訟の一つの典型的なパターンでした。そういう将来情報の開示については、警告文言をつけていれば賠償責任は負わなく

ていいとする法律であります。

これによって、後でも少し出てきますが、非財務情報の一種である将来情報の開示が充実したというプラスの効果はありました。しかし、証券訴訟のうちの一つの部分しか抑制していないので、これで全体としてアメリカの証券訴訟の問題が片づいたかという点、到底そうは言えないような状況が続いております。

アメリカの企業の賠償責任の関係で最近の注目すべき動きとしては、次に書いてあります、昨年、アメリカの最高裁で従来の「市場における詐欺理論」の見直しの審理が行われております。

「市場における詐欺理論」とは米国判例法上の理論で、証券市場で取引している人は、実際に虚偽記載を見て誤解した人と同じように信認が損なわれているのだという考え方です。ですから、虚偽記載を見て誤解していなくてもだまされたことに

なるわけです。これと、損害賠償のときの賠償額の算定のときに使う「効率的市場仮説」の二つの判例理論によって、アメリカでは証券クラスアクションが非常に起こしやすくなっているという実情にあります。その前者について、アメリカの最高裁が見直しの論点を受理して現在審理中であり、これについて、どのぐらい大幅な見直しが行われるのかということが注目されております。

## ② 日本

一方、日本では、昨年の秋、消費者集団訴訟法という日本版クラスアクション制度の法律が成立しました。この法律では、民法の規定による損害賠償、主として不法行為に訴えを起こせるものが限定されておりまして、金商法や金販法の規定による損害賠償はこの法律の対象とはしておりません。この結果、金商法による虚偽記載の賠償規定

に基づいて集団訴訟を提起することはできない形になっております。

金商法の賠償規定ですと、虚偽記載について、会社は無過失責任であり、原告側は因果関係などを立証する必要はありませんし、損害賠償額も金商法には推定規定がついているものが多いので、非常に立証しやすくなっています。消費者庁の専門調査会での検討の過程では、金商法の規定もかなり集団訴訟の対象にすることが念頭に置かれていましたし、議論の中でもかなり出てきました。取りまとめの文章では、引き続き検討すべきものとされましたが、我々などとの協議・調整の結果、金商法等は対象にしないということになったわけです。

その理由としましては、金商法の規定というのは、一般投資家は不法行為の立証が難しいだろうという前提に立っているわけで、集団訴訟で組織

的に責任追及をする際には、そうしたハンディキャップを原告側に与える必要はないというのが基本的な考え方です。仮にこれを対象にしてみせうと、アメリカ並みまで行くかどうかわかりませんが……。というのは、日本版クラスアクションの場合は原告が適格消費者団体に限定されていて、アメリカの様にいろいろな弁護士が競って訴えを起こすという仕組みと少し違うのですが、それにしても、アメリカの証券訴訟の様になってしまっておそれがあるということで、ここは金商法は対象から外してもらったということがあります。

日本におけるこの点についてのごく最近の動きとしては、本年、金商法の改正法案として出ておられます流通市場における虚偽記載の無過失責任の見直しがあります。これは、次の六ページに資料がございます。

発行開示の虚偽記載に対する責任と、継続開示

の虚偽記載に対する責任が有りました、右側の継続開示については過失責任にしようというものであります。その考え方は、そもそも損害賠償責任は過失責任が原則ですし、発行時は虚偽記載で会社が有利なファイナンスができただろう。だから、無過失でもそれを返させるのは合理的かも知れない。一方、継続開示は会社側に具体的利得がないので、結局、今の株主が前の株主にカネを払っている様な感じになることから、それを無過失責任で認める必要はないのではないかという考え方でございます。これも、発行会社の賠償責任の軽減の流れの一つの動きであろうと考えております。

(図表1) 流通市場における虚偽開示書類を提出した会社の損害賠償責任

○ 企業が虚偽の開示書類を提出した場合の責任

	発行時 (増資等)	流通時 (売買等)
責任	無過失責任	<b>無過失責任 ⇒ 過失責任へ(改正案)</b> (ただし、提出会社側に無過失の準証責任を負わせる)

⇒ 以下の理由から、今回、「流通市場における提出会社の「無過失責任」を「過失責任」に見直し。

✓ そもそも損害賠償責任は、「過失責任」が原則。

✓ 「発行時」は、提出会社は投資者から払込みを受けており、無過失であっても返還させるのが公平。

一方で、「流通時」は、提出会社に利得がないため、返還の原資は、結局は他の株主等が負担。

✓ 近年、課徴金制度の進展や内部統制報告書制度の導入等、違法行為抑止のための他の制度が充実。

⇒ 併せて、損害賠償を請求できる者についても、以下のとおり改正。

**《現状》取得者 ⇒ 《改正案》取得者+処分者** (他の主要国も同様の制度)

(注) 虚偽記載により損害を被る者は「取得者」だけでなく、場合によっては「処分者」もありうるため。

(金融庁資料)

## 2. 非財務情報開示の制度化

### 背景及び狙い

- 非財務情報（ESG情報（環境、社会、ガバナンス）など）の重要性が増す一方で、開示全体が不統一又は企業負担の増加などの問題が生じている。
- リーマン・ショック等の経験から、市場の行き過ぎた短期主義指向に対する反省が起こり、企業の中長期的な成長・持続可能性を知るために非財務情報を重視する流れが強まる。
- この様な状況の下で、非財務情報についての開示のフレームワークを示すことが要請されるようになってきている。

### 国際的な検討

- 国際統合報告評議会<sup>(注)</sup>（IIRC）、統合報告フレームワークを公表〔2013年12月〕  
6つの資本（財務、製造、知的、人的、自然、社会）をどう生かして、長期的な価値を創出していくかを開示  
(注) The Prince's Accounting for Sustainability Project (A4S)とGlobal Reporting Initiative (GRI)が、2010年8月に共同で設立

7

## 二、非財務情報開示の制度化

### （背景及び狙い）

七ページに参ります。2の「非財務情報開示の制度化」です。

この「背景及び狙い」です。ESG情報、これは環境、社会、ガバナンスですが、そうした非財務情報の重要性が増す一方で、開示全体が不統一または企業負担の増加などの問題が生じています。

リーマン・ショック等の経験から、市場の行き過ぎた短期主義志向に対する反省が最近起こっておりまして、企業の中長期的な成長・持続可能性を知るためには、非財務情報が大事ではないかという流れが強まっております。

このような状況のもとで、非財務情報について

の開示のフレームワークを示すことが要請されるようになってきております。

(国際的な検討)

この面については、昨年来いろいろ節目となる動きが出ております。「国際的な検討」の一番に出ております国際統合報告評議会（IIRC）の統合報告フレームワークの公表が昨年一二月になされております。このIIRCというのは何かと申しますと、まず注に書いてあります「The Prince's Accounting for Sustainability Project」というイギリスのチャールズ皇太子がやっているプロジェクトがあります。それとGRIが二〇一〇年に共同で設立したもので、非財務情報を含む、いわゆる統合報告のフレームワークをつくらうという目的の下にそういう組織が大団結して、非財務情報については一番総合的な取り組みをして

いるところですよ。そこが昨年末にフレームワークを公表したということで、かなりのインパクトがあります。

その中身は、六つの資本をどう生かして長期的な価値を創出していくかを開示するということで、知財や自然、社会を、一種の投入資本と見まして、それについては財務と並んで開示の対象にするといった全体的なフレームワークが示されています。

八ページに参ります。今出てきましたGRIが、同じく昨年、サステナビリティ報告書の第四版ガイドラインを公表しております。このGRIのガイドラインは、日本の大企業も最近はCSR報告書をつくっているところが多いのですが、これは大体GRIに準拠してつくられています。

第四版は、経営、環境、社会への重大なインパクトを与える重要な側面を特定し、それに関連す

- GRI、サステナビリティ報告書の第4版ガイドライン(G4)を公表 [2013年5月]  
経営、環境、社会への重大なインパクトを与える重要な側面を特定し、それに関連するパフォーマンスを報告
- 国際会計基準委員会 (IASB)、「経営者による説明」(MC)の実務ステートメントを公表 [2010年12月]  
経営戦略、その実現のための重要な資源・リスク等 表示の枠組みを提供  
(MCはIFRSの付属資料であり、全てこの枠組みに準拠することは求められておらず、準拠している枠組みの範囲を説明すれば良い [非拘束的枠組み])

諸外国の対応

- [米]
- SEC、「経営者の討議と分析」(MD&A)の新ガイダンス公表 [2003年12月]  
(単なる財務諸表の説明ではなく、重要な分析・留意事項の報告を求める)
    - ・ 経営に重大な影響を与える事象
    - ・ 重要な会計上の見積もり 等
  - MD&Aの記載事項に気候変動問題、紛争鉱物を追加 [2010年]
  - サステナビリティ会計基準機構 (SASB=非営利) 発足 [2012年10月]  
業種別の基準を策定

8

るパフォーマンスを報告するということになって  
います。インパクトというのがある意味では重要  
な概念です。従来は、環境とか社会に関連するこ  
とで報告したほうがいいと思われることはたくさ  
んあるわけで、あれもこれも報告すべきだみたい  
になってきていたのですが、そういう報告は総花  
的でよくない。幅広い対象の中で、その企業の活  
動で重大なインパクトがあるものを選択して、そ  
れを報告しろというふうに方向転換したというの  
が大事な点であります。

以上が、いわば任意のスタンダードでありまし  
て、それぞれの企業が自主的に準拠して報告書をつ  
くるものですが、もう少し制度的な開示ではど  
のように非財務情報が規定されているのか。ま  
ず、IFRSは、「経営者による説明」(MC、  
Management Commentary)というものがあり  
まして、そこでは、経営戦略、その実現のための

重要な資源・リスク等に関する表示の枠組みが提供されています。

ただ、MCはIFRSの附属資料です。財務報告が本体で、非財務情報は附属資料であるため、全てこの枠組みに準拠することは求められておらず、準拠している枠組みの範囲を説明すればいいという、非拘束的枠組みと呼ばれておりますが、そういうやり方しております。

#### (諸外国の対応)

##### ① 米国

それでは、この点について各国の開示規制ではどうなっているのか。「諸外国の対応」です。アメリカでは、「経営者の討議と分析」(MD&A)というのがあります。ここでは、単なる財務諸表の説明ではなく、重要な分析・留意事項の報告を求めるということになっております。

さらに、二〇一〇年にはMD&Aに気候変動問題、紛争鉱物というのが追加になりました。

最近の注目すべき動きとしましては、アメリカにサステナビリティ会計基準機構(SASB)というものができました。ここは、業種別の基準をつくっているというのが注目すべきところです。

なお、ここは今年一月に、先ほどのIIRCと覚書を結びまして、今後は連携・協力していく。IIRCと活動を一元化していくという状況になってきています。

この業種別基準としては、最初に医薬・ヘルスケアをつくりましたが、二番目に金融業の基準を今年の二月につくりました。金融業は七つの業種に分かれています、そのうちの商業銀行を見ますと、一が地域住民・顧客支援、二が顧客情報保護と情報管理となっています。そうした列挙された項目についてサステナビリティ情報を提供して



- 〔EU〕 ○ 会社法現代化指令〔2003年〕  
 (非財務情報の開示を規定)  
 適切な場合には、環境と従業員に関する情報を含む非財務の主要業績指標 (KPI) を含めなければならない
- 会社法指令改正案提案〔2013年4月〕  
 (大企業には) 人権の尊重、汚職と贈賄の防止、取締役会の多様性を開示事項として加える
- 〔英〕 ○ 会社法改正〔2013年8月〕  
 (従来、取締役報告書の中の事業概況 (Business Review, BR) において、事業リスク、環境、労働、社会等について開示  
 BRを拡充・独立させた戦略報告書の作成を義務づけ  
 ・企業の戦略、ビジネスモデル、役員・従業員の性別人数の項目を追加  
 ・追加項目と従来BR項目との関連付けた説明を求める

我が国の対応

- 「証券市場改革促進プログラム」による開示府令改正〔2003年3月〕
- ・ 「財政・経営状態の分析」 (日本版MD&A) の作成義務付け
  - ・ 同時に「事業等のリスク」、「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示も義務付け (開示内容は、経営者の判断。「強制的自発開示」)

9

いくということが任意の基準として出されていま  
す。

② EU

次に、九ページのEUです。EUは、会社法で、従来から環境と従業員に関する情報を含む非財務の主要業績指標を開示することになっておりましたが、去年四月の改正案では、大企業には人権の尊重、汚職と贈賄の防止、取締役会の多様性を開示事項として加えることが提案されています。

③ 英国

イギリスは、去年八月に会社法の改正がありまして、従来は取締役報告書の中に事業概況 (BR) というのがあって、そこに事業リスク、環境、労働、社会について開示することになってい

たのですが、このB Rを拡充・独立させまして、戦略報告書をつくれということになっております。これは法案が成立しました。

この戦略報告書は、企業の戦略、ビジネスモデル、従業員や役員の性別人数の項目を追加したほか、追加項目と従来のB R項目との関連づけた説明を求めています。この関連づけた説明というのはかなりキーポイントでありまして、CSR報告書とかもそうですが、大体、それだけ書くと「当社も環境や社会についてちゃんと考えてやっています」みたいな説明がアリのバイ的に並ぶ感じになるわけです。しかし、そういうことが経営戦略やビジネスモデルとどう積極的に結びついているのかということを書かせないといけないのではないかという考え方に基づいているわけです。

(我が国の対応)

「我が国の対応」です。日本では、二〇〇三年に開示府令の改正がありまして、「財政・経営状態の分析」と、そのとき同時に「事業等のリスク」、「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示も義務づけられております。ただ、開示内容は特段決まっておらず、経営者の判断に委ねているので、「強制的自発開示」と呼ばれています。

以上が、非財務情報に関する現在の開示制度上の枠組みです。

(四半期報告に対する見直しの動き)

① 英国

一〇ページに参ります。それに関連して、四半期報告に対する見直しの動きが最近出てきております。四半期報告に関しては、リーマン・ショックの後、短期主義(short-termism)を促進して

(参考) 四半期報告に対する見直しの動き

[英] ○ ケイ・レビュー [2012年7月]

(英国株式市場は短期主義偏重に陥っており、企業の長期的成長を促す機能を果たしていないとして、)

- ・ 四半期報告の義務付けの撤廃
- ・ 企業の短期的な収益予測とその発表を控えるべき等を提言

[EU] ○ 透明性指令改正案 [2013年11月]

- ・ 四半期報告制度の廃止を提案  
(加盟国は、四半期報告を義務付けることはできない)

#### 論 点

- 非財務情報の開示を具体的にどの範囲まで義務付けることが適切か。
- サステナビリティ情報の経営戦略との関連付け、比較可能性、信頼性の確保等について実効性ある方策がとれるか。(図表2参照)
- 四半期報告が実際に無くなることを目指すことが現実的か。

10

いるのではないかとという批判がかなり強まっております。イギリスでは、金融危機の後、英国政府の依頼で出したケイ・レビューという報告書で、英国株式市場は短期主義偏重に陥っており、企業の長期的成長を促す機能を果たしていないということで、四半期報告の義務付けの撤廃、企業は短期的な収益予測とその発表を控えるべきだといった提言をしています。

ケイ・レビューには、たくさんさんの提言がありまして、今度、金融庁が決めたスチュワードシップ・コード関係の提言も多くなされています。

#### ② EU

EUは、昨年一月の透明性指令改正案で四半期報告制度の廃止を提案しております。これは、加盟国は四半期報告を義務づけてはいけないという内容であります。

(論点)

最後に「論点」です。非財務情報の開示をどの範囲まで義務づけることが適切かということですが、私が担当していたときも、民主党政権のときですが、女性の登用について開示を義務づけるといかなり強い要請がありました。管理職、役員、職員全体について、上場企業に開示させろという要請です。今の日本の開示制度は、先ほどの強制的自発開示ですので、具体的にこれを書けというのではないわけです。そこで、「非財務情報の具体的義務づけには(環境などもあり)慎重な検討が必要です。女性のところだけ急に決めると言われてもちょっと困ります。」ということ、そのときはやりませんでした。

ただ、日本は、確かにほかの国に比べて、非財務情報の開示を促す制度ですとか、投資家のほうでも非財務情報を評価して投資するというのが余

り発達していないわけです。これに関連して、SRI (Socially Responsible Investment) も日本は非常に低調でありまして、欧州などは運用資産に占めるSRIの比率は五〇%ぐらいあるのです。アメリカでも一〇%台ぐらいで、アジアが三%で、日本は〇・二%です。日本では従来、この分野に関心が持たれてこなかった。

一般的に、企業の将来の成長を見るのには、元の財務情報だけでは不十分で、非財務情報の開示がなされて、それに基づいて投資判断するというのは大事だろうと思います。一方で、どの範囲まで義務づけるかというときに、開示しろと言ってくる人は、必ずしも企業の成長性を見るために必要だから開示しろとおっしゃっているわけではありません。そのこと自体が、例えば女性の社会進出とか、野生動物の保護とか、それ自体が目的なのです。ほかに、労働慣行などもあります。確か

に、ブラック企業と言われるようなことでは将来危ういのではないか。それがわかるような開示をさせるというのは投資家の立場から見ても必要だと思いますが、働きかけてくる人は投資判断に必要なだから開示しろと言っているわけではないので、その辺が非常に難しい。我々もいろいろなことを開示させると言われるのですが、そういう意味で苦慮しているところがあります。

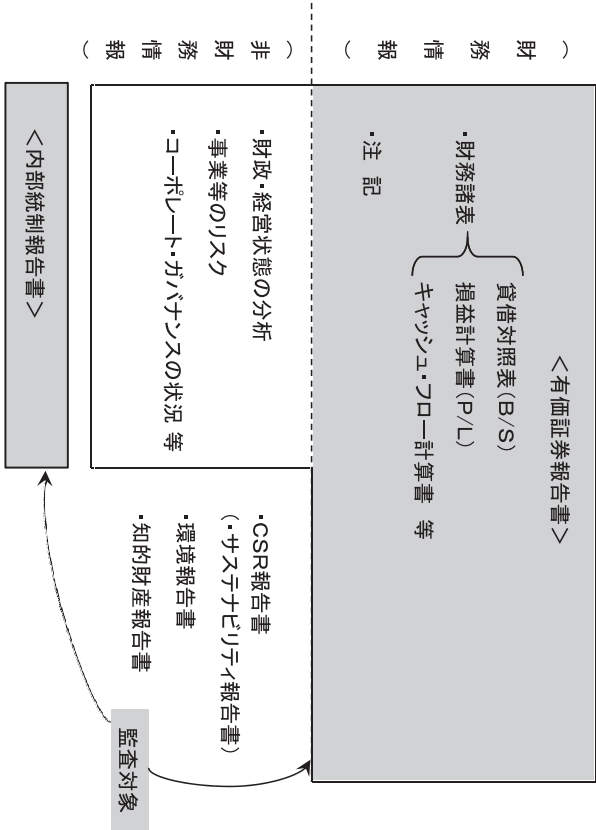
ヨーロッパで非財務情報の開示が盛んなのは、長期的投資家のために必要だから統合報告で報告させるということになっていますが、必ずしもそれだけではない社会運動的な面もありまして、その辺は非常に難しいところだなというのが実感であります。

二番目は、サステナビリティ情報の経営戦略との関連づけ、比較可能性、信頼の確保等について実効性ある方策がとれるかということです。

一ページの図表を見ていただきますと、現在、有価証券報告書のうち、財務諸表と注記は財務情報ということになっておりまして、監査の対象になっていきますが、先ほど来てきている非財務情報については開示の項目ではあるのですが、ここは必ずしも監査対象ではない。一方、任意でCSR報告書、環境報告書等々の開示がなされて、これを全部含めると統合報告になるのですが、実際にこれらを本当に会社ごとに比較可能性が出るようにしたり、信頼性を確保するというのはかなり難しい作業だと考えております。

四半期報告については、短期主義に対する批判が強まっております、義務づける必要はないのではないかという意見はかなりあります。私も、いろいろな人から日本はやめたらどうかと言われてきました。ところで、欧州は、四半期報告を義務づけられていない国や市場がかなり多いのですが、

(図表2) 我が国企業の開示文書の種類



大部分の欧州大企業は四半期報告を出していません。そのほうが市場の受けがよくなるからということ、実際に出ています。

そうしますと、短期主義はよくないから法律上の制度でなくしますという、四半期報告は任意開示になって虚偽表示などがあつたときにペナルティーもなくなるわけで、そういう形がいいのか。それとも、四半期報告を本当に無くさせようとするのであれば、禁止するところまでやれば徹底しているのですが、そこまでやるのか。そうでない限り、中途半端な形になりますので、その辺をどう考えるかという問題があります。

以上が、非財務情報の問題であります。

## 三、国際的な会計基準の統一の動き

### (背景及び狙い)

次に、一二ページです。「国際的な会計基準の統一の動き」についてお話ししたいと思います。

まず、「背景及び狙い」です。EUのIFRS適用を契機としまして、IFRSを軸とする国際的な会計基準の収斂の動きが強まり、IFRSを適用する国が増加する一方、日米の会計基準との差異の縮小が進められました。

リーマン・ショック後は、会計基準の脆弱性を改善するとともに、世界的に単一で質の高い国際基準を策定することが要請されております。

### 3. 国際的な会計基準の統一の動き

#### 背景及び狙い

- EUのIFRS適用を契機として、IFRSを軸とする国際的な会計基準の収斂の動きが強まり、IFRSを適用する国が増加する一方、日米の会計基準との差異の縮小が進められた。
- リーマン・ショック後、会計基準の脆弱性を改善するとともに、世界的に単一で質の高い国際基準を策定することが要請されている。

#### 国際的な検討

《IFRSの世界標準化の動きと米国の検討》

- 欧州委員会、EU内のIFRSの適用を決定 [2000年6月] (2005年～実施)
- IASBとFASB、「ノーウォーク合意」 [2002年10月]  
IFRSと米国会計基準のコンバージェンスのため共同プロジェクトの実施で合意
- SEC、米国企業へのIFRS適用に関するロードマップ案公表 [2008年11月]
  - ・ 2009年12月以降、一定の要件を満たす米国企業にIFRSの任意適用を認める
  - ・ 2011年に米国上場企業にIFRSを強制適用するかどうか決定

12

#### (国際的な検討)

「国際的な検討」です。IFRSの世界標準化の動きが進む一方、米国でそれにどう対応するかという検討が行われてきました。まず、欧州で、EU内の共通の会計基準としてIFRSを適用することが二〇〇〇年に決まりました。

その後、IASBというIFRSをつくっている基準審議会とFASB、アメリカの会計基準設定主体がノーウォーク合意を結びまして、お互いの会計基準のコンバージェンスを進める共同プロジェクトをやることで合意しました。

さらに、二〇〇八年にSECが米国企業へのIFRS適用に関するロードマップ案を公表しましたが、それまでは基準の差異の縮小だったので、今度ではアメリカでIFRSを適用するかどうかについて、まず二〇〇九年一二月以降、一定の要件を満たす米国企業にIFRSの任意適用を認



- G20ワシントンDCサミット行動計画 [2008年11月]
  - 証券の価格評価、特別目的会社の会計処理についての改善
  - 単一で質の高い国際基準の策定
- SEC、IFRSの適用に関する最終スタッフ報告書を公表 [2012年7月]  
(IFRSを米国で取り込む方法について様々な選択肢を検討したものの、IFRS適用の具体的な方向性やスケジュールは示されず)
  - IFRSを米国でそのまま取り込む方法は、多くの関係者から支持されず。
  - 単一で高品質な国際基準への米国のコミットを示す別のIFRS取り込み方法には、潜在的に多くの支持が得られるであろう。

我が国の対応

- ASBJ、IASBとコンバージェンスのための共同プロジェクトの実施で合意 [2005年1月]
- ASBJとIASB、「東京合意」 [2007年8月]  
コンバージェンスの加速化で合意（重要な差異は2008年まで、残りの差異は2011年6月までに解消）
- 企業会計審議会、中間報告（「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書」）公表 [2009年6月]
  - IFRSの強制適用の是非を2012年を目途に判断（早ければ、2015年から適用）
  - 日本企業によるIFRSの任意適用を認める（2010年3月期より）

13

める。さらに、二〇一一年に米国上場企業にIFRSを強制適用するかどうかを決めるというスケジュールを公表しました。

一三ページです。同じ二〇〇八年一月に、G20ワシントンサミットで、単一で質の高い国際基準を策定するのだということが国際的に合意されました。この背景には、リーマン・ショックの反省として、当時、証券化商品等の価格変動が金融機関の財務に正確に反映されていなかったということがあります。このため、会計基準について、証券の価格評価や特別目的会社のSIVが連結から外れていたという問題があって、そうした会計処理について改善しようということとセットで、国際的な会計基準の統一が合意されたわけです。

ところが、二〇一〇年ぐらいからアメリカにおけるIFRSの検討の雲行きがおかしくなってきた

ました。まず、先ほどの二〇〇九年一二月以降、任意適用をやるという任意適用先行策が撤回されました。二〇一一年中にIFRSを強制適用するかどうか決定するという検討は続いていて、スタッフ報告書が何回か出てくるのですが、だんだんコンドースメントなどという変な概念が出てきました。エンドースメントとコンバージョンを足して二で割ったようなことらしいのですが、どうもはつきりとIFRSを適用しないような雲行きになってきました。さらに、先ほどのノーウォーク合意で始まったコンバージェンスも、だんだんはかばかしく進まなくなってきたという状況になってきました。

その様な流れでSECから二〇一二年七月に最終スタッフ報告書が出ました。ここでは、IFRSを米国に取り込む方法についてさまざまな選択肢が検討されていますが、IFRS適用の具体的

な方向性やスケジュールは示されませんでした。どんなことが書かれているかを少し見ますと、IFRSを米国でそのまま取り込む方法は、多くの関係者から支持されなかった。単一で高品質な国際基準への米国のコミットを示す別のIFRS取り込み方法には潜在的に多くの支持が得られるであろうと書いてありますが、では別のIFRS取り込み方法とは何なのかということは書いていないわけです。ここで、アメリカのIFRSへの歩み寄りの動きは完全に停滞したということがはつきりしたところです。

今にして思えば、二〇〇八年のロードマップやワシントンG20サミットが、IFRSへの収斂のモーメントがピークに達したときです。なぜこのときがピークだったのかと後から考えると、多分二つの波が重なっていたためだと思います。

一つ目の波は、ノーウォーク合意が二〇〇二年

にありましたが、なぜこのような合意が成り立ったのかというと、当時、米国基準見直しの機運がかなり強かった。これは、二〇〇一年にエンロン事件が起きました。あれは、一言で言えば連結外しです。アメリカでは、連結に入る子会社の数値基準が細かく決まっています。数値基準ですから、それを外そうと思えばぎりぎり外すということもできるわけです。それをやられてあの様な大事件になったことから、アメリカ式の細かい基準は、負担が重い割に、いざとなると効果的ではないのではないかという反省の機運が起きました。同時に、先ほどの、ブルームバーグ・シューマー報告書でも、細か過ぎる会計基準がアメリカの金融市場や金融業の競争力を損なっているという見方に立って、外国企業にIFRSを認容すべきだという提言もなされました。

そういうことで、米国基準見直しの動きが二〇

〇二年ぐらいからあったのですが、時間がたつにつれてそのモーメントが減衰してきた。一つ目の波の力が衰えてきたということです。

もう一つの波は、ワシントンG20サミットで単一の会計基準をつくることに合意したことです。

これは大変重要な合意で、我々もいつも引用している、日本も重く受けとめているのですが、考えてみると一方で弱点もあります。これは出てきた背景が金融なのです。専らリーマン・ショックの反省によるもので、産業界や他の会計基準関係者を巻き込む力が弱いのです。

もう一つは、リーマン・ショック後は基本的に金融規制強化の流れになっていますが、アメリカにおける米国基準見直しの動きは、どちらかという金融規制の緩和の一環と見られるのです。そういう意味でも、国際的な合意はあるものの、アメリカにおけるモーメントは低下してきていると

いうことではないかと考えております。

(我が国の対応)

「我が国の対応」です。ASBJとIASBがコンバージェンスのための共同プロジェクトの実施を二〇〇五年に決めました。さらに、二〇〇七年に東京合意ということで、コンバージェンスの加速化に合意しました。この二つがアメリカでいうとノーウオーク合意に相当するもので、日本基準とIFRSのコンバージェンスを進めることにしたものであります。

さらに、二〇〇九年六月に企業会計審議会の間報告が出ました。これは、アメリカでいうとロードマップ案に相当するものです。この時点では、日本では、アメリカはIFRSを適用するだろうと思っていました。ここでは、IFRSの適用の是非を、アメリカは二〇一一年となっていま

すが、日本は二〇一二年を用途に判断することにしました。その結果、早ければ二〇一五年から適用するという事に決めました。さらに、日本企業によるIFRSの任意適用を認めるということをもとめたわけであります。

次の一四ページです。その後、二〇一一年六月に自見金融担当大臣発言がありました。これによって、日本のIFRS適用に向けた動きが急に変わったと言われております。

その発言の中身は、少なくともIFRSは二〇一五年からは適用せず、IFRSの適用については総合的な議論を期待する。米国会計基準の使用を延長するというものです。「総合的な議論を期待」というのは、この大臣発言の後、企業会計審議会がIFRSの取り扱いについて審議を再開することになっていました。二〇一二年を用途に判断するための審議再開に当たって言っていること

- 自見金融担当大臣発言 [2011年6月]
  - ・少なくとも2015年からは適用せず、IFRS適用について総合的な議論を期待
  - ・米国会計基準の使用を延長
- 企業会計審議会、当面の方針（「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」）公表 [2013年6月]
  - （IFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にない）
  - ・IFRS策定への発言権を確保するためにも、日本のIFRSへの態度をより明確にすることを検討
    - ①任意適用要件の緩和
    - ②エンドースメントIFRSの作成
    - ③単体開示の簡素化

（図表3、図表4参照）

#### 最近の動き

〈IASBの取組み〉

- IASB議長にフーガーホースト氏（蘭）が就任 [2011年6月]
- アジェンダ・コンサルテーション [2011年7月]  
（今後3年間にIASBがどのようなテーマに取り組むべきか、公開協議）
- 「フィードバック文書」 [2012年12月]  
概念フレームワークの改訂を優先的に行う  
（その他包括利益、公正価値の測定を含む）

14

であります。単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方に深いかかわりがあるから総合的に議論しろというご発言でした。

米国会計基準の使用を延長というのは、今は米  
国基準でも特例として日本で使っていないこと  
になっているのを、IFRSの適用に先立ってやめ  
ようとしていたのですが、米国基準をやめるのは  
サスペンドしたということです。

この自見大臣発言については、突然政治的にIFRSに対する方針を変えたという批判があります。我々も、この発言の前後ぐらいいは大臣に大変怒られました。金融庁の事務方が突っ走ってIFRSの適用を決めようとしている。監査業界の意見だけ聞いて、産業界など幅広い意見を聞いていないのではないかと意識していました。大臣は、一つはもとも市場原理主義はお嫌いで、またIF

RS反対派の影響も受けられたということがあると思います。もう一つは、米国の動向が先ほどご説明したようなことで、二〇一〇年ぐらいから急に変わってきていましたので、その前に出した企業会計審議会の中間報告がそのまま実施できるような情勢ではなかったことも確かであります。

そういう意味で、いずれにせよ、自見大臣の発言を契機に、IFRS適用の検討は、それまでの前のめりのスタンスから中立になったという感じであります。

その後、企業会計審議会でIFRSについて約2年間議論がなされまして、昨年六月に当面の方針が出ました。ここでは、まずIFRS強制適用の是非については未だその判断をすべき状況にならないうことで、判断の先送りをしています。さらに、IFRS策定への発言権を確保するために、日本のIFRSへの態度をより明確にするこ

とを検討するとされ、三つの方針を出しています。

このIFRSへの態度をより明確にするというのは、一つには、G20サミットの合意もありますので、日本としては、IFRSを軸に会計基準の統一を目指すということにはよりコミットするということがあります。そのために、①任意適用要件の緩和、今までは、日本企業は誰でも任意適用できたわけでなく、国際的な業務をかなりやっているという要件があったのですが、それを取っ払うということにしました。

態度をより明確にするこの第二は、IFRSの基準の本身について、日本の企業や会計関係者の中にはかなり異論があります。日本の企業活動の実情に合わないのではないか、また、会計についての考え方がかなり違うのではないか。そういうIFRSの基準の内容についての考えをより発

信しましょう。それが②のエンドースメントIFRSの作成であります。

③として、単体開示の簡素化ということを決めました。

次のページの図表3が当面の方針の中身でありませんが、説明は省略させていただきます。

(IFRSの特徴と日米基準との対比)

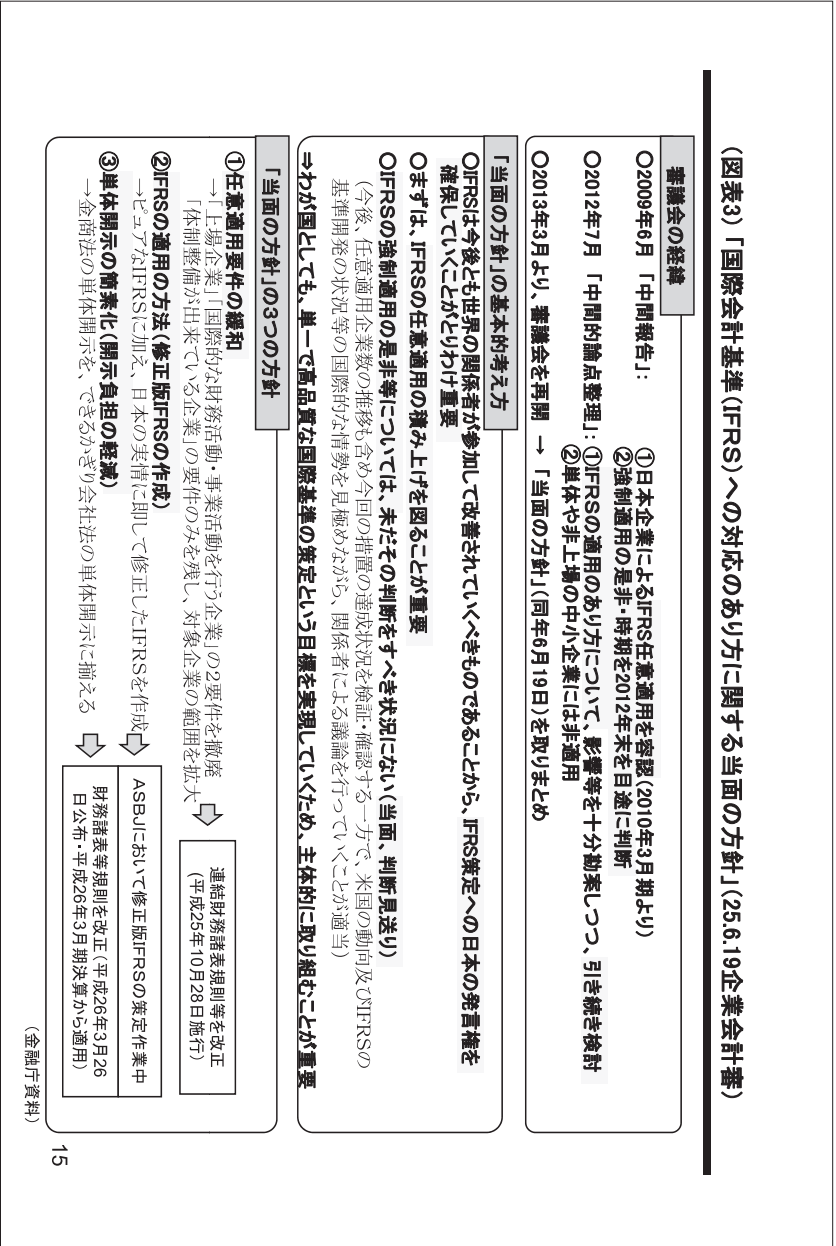
一六ページは、IFRSと日本基準では、どこに考え方の違いがあるのかをごく簡単に図解したものです。

IFRSは、左側に書いてあるように、B/S重視、時価主義、原則主義とされています。日本基準や米国基準がどこにあるかについて、大ざっぱに図示してあります。まずB/S重視というのは、IFRSの利益は、バランスシート上の純資産の増減が利益だという基本的考え方です。

これを資産負債アプローチといひまして、バランスシート上の純資産の増減は包括利益と呼びます。それに対して日本は(収益と費用の差から導く)純利益中心の考え方であります。つまり、IFRSでは収益と費用の差額と資産の評価損益がほぼ同等に認識されるわけです。

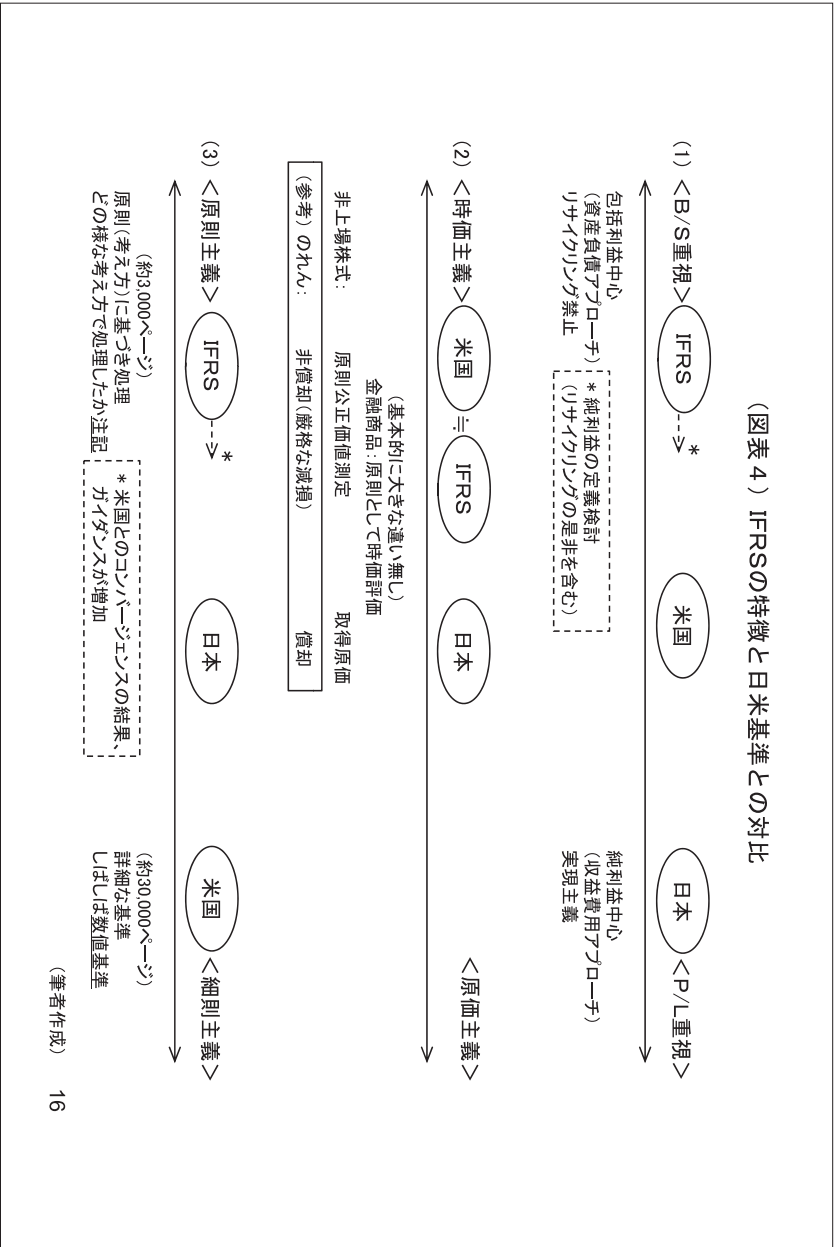
その結果、よく問題になりますのは、IFRSの「リサイクリング禁止」です。これは、日本でいう益出しに関係します。有価証券が値上がりして評価益が増えますと、バランスシート上膨らみますので、IFRSではそこでまず利益と認識されます。では、評価益が出ているものを売ったらどうなるのかというと、日本では実現したら純利益になるという考え方ですが、IFRSでは、評価益が膨らんだときにもう利益でカウントしているのだから、売っても基本的に利益にならないという考え方なのです。一度認識した利益をもう一

(図表3) 「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面的方針」(25.6.19企業会計審)





(図表4) IFRSの特徴と日米基準との対比



度カウンントすることをリサイクリングと言い、IFRSでは原則として禁止しています。これに対し、日本人は、売却益が利益にならないのは変だと思っっている人が多いのです。

もう一つ、年金の積み立て不足などもよく問題になります。これは益出しと逆で、年金の積立不足があると、日本基準でもそうですが、B/S上マイナスに計上されます。では、その積立不足を穴埋めしたらどうなるのか。日本人の感覚だと費用だと思のですが、IFRS的には、もう既にB/S上マイナスを計上していますから、それを穴埋めしても費用になりません。これらの論点は、結局、純利益とは何かという問題に帰着します。純利益の定義については、日本だけではなく、いろいろな国から意見が出ていますので、IFRSのところから点線が出ていますが、IASB側も、検討はしましょうということになってき

ております。

時価主義は、会計基準によって基本的に余り違いありません。非上場株式のところだけ少し問題になります。それから、時価主義そのものではないのですが、のれんの償却が割と大きな違いとして問題になっています。〔日本基準は二十年以内の定期償却であるのに対し、IFRS及び米国基準は非償却（ただし、厳格な評価に基づく減損が求められる）〕

最後に、原則主義です。IFRSは、基本的に原則だけ書いてあり、それに基づいて会社で会計処理して、どうしてそういう処理をしたのか、考え方を注記で書くというのが基本的方法です。このため、注記が膨らんで財務報告が厚くなるという性質があります。細則主義の米国基準はIFRSに比べて一〇倍ぐらい基準書が厚いと言われています。しかし、IFRSも最近では、アメリカと

コンバージェンスした結果、結構ガイダンスが増加しております。そういう意味で、IFRSは点線の矢印に示すように昔ほど他の基準との違いは大きくなってきているということは言えると思います。

最後の原則主義のところは、日本としてはやや固有の問題もあります。日本では、仮にIFRSを適用する場合、日本のガイダンスが欲しいという声が多いのです。ところが、IFRSは各国でガイダンスを出すことは禁止です。各国がガイダンスを出すと、国ごとにIFRSが違ってきてしまう恐れがあるためです。ところが、日本は取引慣行など結構独特な部分もあって、今まで日本基準にはかなり詳細なガイダンスもあつたものですから、原則だけでは困るといった意見が強いという問題があります。

(最近の動き)

一四ページの「最近の動き」に戻ります。こうした状況の中でIASBは最近どういう動きをしているかといいますと、二〇一一年からフーガーホースト氏が議長になりました。この人はもともとオランダの政治家で、財務大臣などもやつている人です。前のトウイーデー議長は会計士だったのですが、前の人に比べるとかなり調整型で、柔軟なアプローチをとっていると思います。

その後、アジェンダ・コンサルテーションがありました。今後どういうテーマをIASBで検討するかということの公開協議ですが、その結果のフィードバック文書で、概念フレームワークを優先的にやるという方針が出ました。これは、先ほど申し上げたような、純利益や時価主義の範囲など日本の関心事項が優先的に検討することになっております。要するに、IASBは今までとかな

- 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) の設置 [2012年11月]  
(各国基準設定主体との協議の場 [IASBの助言機関])  
パイの協議からマルチの協議へ  
メンバー公表 [2013年3月] (12のうち、アジアは、日中豪+AOSSG代表)
- アジア・オセアニアオフィスの開設 [2012年11月]  
IFRS財団の初の海外オフィスを東京に開設 (期間は当面10年)
- モニタリング・ボードのメンバー要件の明確化 [2013年3月]  
(「IFRSを使用していること」とは、)  
「IFRSの適用を強制又は許容し、実際にIFRSが顕著 (prominence) に適用されている状態」  
(メンバー要件の次期の審査は2016年)

#### 論 点

- 今後、米国はIFRSに対しどのような態度をとっていくのか。
- 我が国におけるIFRSの適用を考えるのに際して、将来の日本基準の姿、米国基準との関係をどのように考えるべきか。
- 現在の国際的な会計基準統一の動きの中で、我が国に期待されている役割は何か。

17

り変わってきて、いろいろな国の意見を聞くという態度になってきていると言えます。

一七ページに参ります。次の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) は、各国の基準設定主体を組織したようなものです。IFRSが世界基準になったら各国の基準設定主体はどうなるのかという疑問はもともとありましたが、ここで各国の意見を言う立場になるという位置づけがなされました。

さらに、アジア・オセアニアオフィスが東京に開設されました。日本はASAFのメンバーにもなっておりますし、東京にサテライトオフィスもできましたので、今のところ三極の一つであるアジア筆頭国の扱いは何とか維持しているという状況でございます。

昨年三月にモニタリング・ボードのメンバー要件が明確化されました。モニタリング・ボードと

というのは、IASB財団の大事な組織で、各国の規制当局がIFRS財団のガバナンスを監視するというものです。現在、日米欧、三つの当局とIOSCOがメンバーで、議長は日本の河野国際政策統括官です。今度このメンバーを広げて新興国などを入れるとともに、メンバーになれる国の要件を決めようという見直しがありました。その要件が、下のかぎ括弧に出ています。IFRSの適用を強制又は許容し、実際にIFRSが顕著に適用されている状態」と定義されました。ここでは「許容」ですから、別に強制適用でも任意適用でもいいのですが、「顕著に適用されている」ことが求められています。それが、どのぐらいの水準なのかというのが問題ではありますが、これを受けまして、昨年自民党の提言では、二〇一六年末までに三〇〇社適用されているようにしようとしたところであります。

#### (論点)

「論点」です。今後、米国がIFRSに対してどのような態度をとっていくのかは明らかではありません。ただ、先ほどの最終スタッフ報告書で、IFRSをそのまま取り込むのは無理だ、別の取り込み方法が有望だとされていました。すると、恐らくコンドースメントの様な方法をとって、それをIFRS財団にはIFRSの適用の一形態だと認めさせようとアメリカはするのではないかというのが、今想像されます。一方、IFRS財団のほうは何を考えているかというと、アメリカに任意適用させようというのが当面の目標のようです。アメリカは当初は任意適用するはずだったので、撤回してしまった。あれを何とか復活させようという考え方です。

次に、我が国におけるIFRSの適用を考えるのに際し、日本基準の姿、米国基準との関係をど

う考えるべきかという点です。よく、日本はアメリカと同じ態度をとろうとしているとか、とるべきだと言う人がいますが、私はこの問題に関する日本とアメリカの立場は少し違うと思います。まず、米国基準はかなり国際的な基準です。今、世界の会計基準は、大企業の業務が非常に国際化していますので、会計基準が国際的でないと連結の会計報告をするのに困るわけです。そうしたときに、国際的にどこまでも日本基準でいけるのかというと、相当苦しいと言わざるを得ないと思います。

一方、日本は、米国基準とIFRSがらみ合っているというのは本当は非常に困るのです。なぜかという点、日本は、もともと米国基準を国際的なスタンダードとして受容してしまっている面があります。トヨタ、ホンダ、日立、東芝など日本を代表する大企業は、未だに米国基準を採用

しているところが多いです。現在、IFRSを適用しているのは、JTや商社、製薬会社などが多いのですが、米国基準のほうが時価総額ではまだかなり大きいのです。ですから、このまま米国基準とIFRSがらみ合ったままになりますと、日本の中の会計基準の適用が非常に分裂した状況になって、好ましくない。

先ほど、従来、日本基準以外に国際的な基準として米国基準でもいいという取扱い、これは国際的には特殊なやり方なのですが、それをやっていたのを、今度はIFRSを採用するから米国基準はやめようとしたと申しました。しかし、IFRSを全面的に適用する情勢でもないということから、今はその両方を国際的な基準として受容するような形になっています。それは甚だ異例の取扱いですので、日本としては、やはり最終的にはIFRSを中心に国際的な会計基準が統一されるの

が望ましいのだろうと思います。

最後の日本に期待される役割です。昨年当面の方針は、よく中途半端だというご批判を受けるのですが、その内容はIASB側からもアメリカ側からも評価されています。IASBは、任意適用の拡大を評価しています。さらにIASBの幹部は、アメリカも日本のやり方を参考にしたらどうかといったことを言っています。アメリカは、日本は各国の実情の違いから会計基準にある程度差異が生じることを認識している点がいいと言っています。

IFRSという会計基準は、従来やや原理主義的なところがあつて、それが日本側から見ても懸念材料になっていたのですが、そういう偏狭なところがなくなって、より包容力が出てくることで、最終的に世界基準になれるのだと思います。ですから、日本は、アメリカも入れるIFR

Sになるように、建設的意見があればそれを言う。そういう活動を続けていくことが、当面、日本が果たせる役割ではないか。国際的な会計基準統一の動きが完全にとまってしまうことは甚だ好ましくないもので、何とかアメリカも乗ってくるような方向で活動を続けていくことが有意義だと考えます。

よく、日本が早くIFRSを強制適用することが国際的な会計基準統一に資するのだと言う人がいますが、今申しましたIASBとアメリカなどの動向などを踏まえますと、それは必ずしもそうではないと思います。

#### 四、会計監査の改善

(背景及び狙い)

最後の「会計監査の改善」について、申し上げ

## 4. 会計監査の改善

### 背景及び狙い

- リーマン・ショック後、金融危機の過程で会計監査人が金融機関の財務上の問題点について、必要な情報を外部に十分提供していなかったという批判が強まる。
- この問題の解消のため、監査で把握した会計上の重要事項の表明や監査人の独立性強化などの監査制度の改善策が検討されている。

### (1) 重要な監査事項の記載

#### 国際的な検討

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）、監査報告書の改訂に関する公開草案（「監査報告書の改善」）を公表〔2013年7月〕  
（金融危機後、監査報告書における情報提供の充実を求める利用者の要請に応えるもの）
  - ・ 監査上の主要な事項（Key Audit Matters）及びその理由を監査報告書に記載
  - ・ 主要な事項が無い場合は、その旨を監査報告書に記載（主要な事項は相対的なものであり、稀な状況）

18

ます。

「背景及び狙い」です。リーマン・ショックの後、会計監査人が金融機関の財務上の問題点について必要な情報を外部に十分提供しなかったのではないかという批判が強まりました。監査で把握した会計上の重要事項の表明や監査人の独立性の強化などの監査制度の改善策が検討されています。

### (1) 重要な監査事項の記載

#### （国際的な検討）

まず、「重要な監査事項の記載」です。  
アイダグリユエイエスピー  
 IAASBという機関があります。これは国際監査基準をつくっている任意団体ですが、非常に影響力があって、世界の監査基準についてはほぼスタンダードを決めているところなんです。そこで、監査報告書の改善についての公開草案が出まし



諸外国の対応

- 〔米〕 ○ 公開企業会計監視委員会（PCAOB）、監査報告書改革案を提案 [2013年8月]  
（現在の「合格／不合格」アプローチを維持しながら、特定の監査についての情報を提供するという監査の歴史上最も重要な拡張を提案）
- ・ 監査上の重要な事項（Critical Audit Matters）及びその判断に至った考慮事項を監査報告書に記載
  - ・ 重要な事項が無い場合は、その旨を監査報告書に記載（大部分の監査において重要な事項があるものと想定）

論点

- 重要な監査事項の記載が、どの様に運用されるのか。実際に、企業に関する会計上の問題点を情報提供できるのか。

(2) 監査法人の強制的ローテーション

諸外国の対応

- 〔EU〕 ○ 欧州議会、監査法人制度改革案（指令）を可決 [2014年4月]
- ・ 監査法人の強制交代ルール（最長10年）を導入  
（加盟国は、共同監査の場合は14年まで、監査契約を入れた場合は期限を10年延長できる）

19

た。昨年七月です。ここで、情報提供の充実のため、監査上の重要な事項及びその理由を監査報告書に記載する。重要な事項がない場合は、その旨を監査報告書に記載するのですが、主要な事項は相対的なものであり、それが無いのはまれな状況である。つまり、基本的には必ず主要な事項を書くこととされています。

（諸外国の対応）

一九ページです。「諸外国の対応」のアメリカです。アメリカのPCAOB、これは日本の公認会計士・監査審査会に相当するものですが、これが、やはり監査報告書の改革案を昨年八月に出しました。ここでは、IAASBのものと非常に似ているのですが、監査上の重要な事項及びその判断に至った考慮事項を記載する。さらに、重要な事項がない場合はその旨を監査報告書に記載する

けれども、やはり大部分の監査において重要な事項はあるということ想定しています。

現在、監査報告書には実質的には「無限定適正」ということだけが監査結果として外部に表示されています。当然、会計の専門家である監査人が見れば、何か認識した事実はあるわけですし、その過程で重点を置いてチェックしたものはあるわけで、それを情報提供させればかなり有益な情報になるだろうという発想であります。

以前からそういうアイデアはあったのですが、従来は、そういう中途半端なことを表示させると企業にとって信用にかかわりますし、風評リスクもあるので、実行するのは難しいだろうと考えられてきました。今回の案は、IAASBもPCAOBも相当本腰を入れて検討したもので、実現する見込みです。ですから、日本でも今後問題になる大きな制度改正であり、一九四〇年代に監査報

告書ができて以来、七〇年ぶりの大改正だと言われています。

#### （論点）

「論点」としましては、結局、このような制度を導入しても、決まり文句になってしまわないかというのが一番の懸念材料です。英語では *drop table* というのですが、今回の案はそうならないように相当考えられたものではあります。理由を書けとか、何を考えて監査上の重要な事項にしたのかを記載させるなど工夫の跡は見られます。なお且つこういう制度、仕組みを導入して、本当に会計上の問題点の事前把握や有意義な情報提供につながるのかというと、どうしても懸念を持たざるを得ないところです。

- 監査報告書の記載内容の充実（ゴーイング・コンサーンの前提に係る重要な状況、重要な虚偽表示リスクの最大のものに対する監査人の評価等）
- 非監査業務制限の強化（監査対象会社への税務助言、財務・投資コンサルティングの提供の禁止）

（注）欧州委員会の監査制度改革の市中協議文書（グリーン・ペーパー）[2010年1月]では、ローテーション制のほか、以下の検討項目が掲げられていた。

- 規制当局による監査法人の選任及び報酬の支払い
- 非監査業務の全面禁止
- 監査の寡占状況解消のため、過去20年間の監査法人の合併の取消し

[米] ○ PCAOB、コンセプトリリース「法定監査人の独立性及び監査法人のローテーション」公表 [2011年8月]  
 連続監査期間10年のローテーション制、対象限定の必要性、その他留意事項について意見募集  
 (2012年3月、6月に公開会議)

（参考）現行規制（監査法人内の関与社員交代制）

[米] ○ SOX法 [2002年7月]  
 主任会計士 : 継続期間5年、休止期間5年  
 その他の会計士 : " 7年、 " 2年

20

(2) 監査法人の強制的ローテーション

（諸外国の対応）

① EU

(2)は「監査法人の強制的ローテーション」です。先月、欧州議会では監査法人制度の改革案の指令を可決しまして、監査法人の強制交代ルールの導入を決めております。

二〇ページです。欧州では、二〇一〇年のグリーン・ペーパーのころから、強制的ローテーションを含むかなり過激な監査制度改革を検討してきております。なぜ欧州ではこうした検討が進められたのかといえますと、監査の寡占状況を直したほうがいいという認識があります。四大監査法人、ビッグ4の体制を欧州では問題視しております。一つには、寡占なものですから、選択肢が狭くなって独立性が損なわれるということと、もう一つは、監査業務をめぐる欧米のヘゲモニー

争いの様なものがあって、何とか米国のビッグ4寡占体制を打破したいという考えが根底にあります。

そういうことで、同じリーマン・ショックの教訓から来ているはずなのですが、欧州では特に強制的ローテーションの検討に重点を置かれてきています。そして、とうとう強制的ローテーションの導入を決めたということです。「共同監査の場合一四年まで期間が延長されるのは、複数の監査法人が関与することで独立性が高まるほか、ビッグ4以外の監査法人が参加する機会が創出されるのが理由とされている。」

### ③ 米国

アメリカでも、PCAOBがコンセプトリリースを出して、一応ローテーション制を検討したのですが、反対意見が多くて、こちらの検討はス

トップしている状況です。

### (論点)

最後に、二ページです。「論点」にもありませんように、ローテーション制は独立性を高める効果もありますし、新しい目で見るという効果もあると思います。監査の品質低下やコストの上昇といったデメリットもありますので、それを総合的にどう評価するのか。

それから、日本としてビッグ4にどう対していくのかという問題があると思います。日本は、ヨーロッパと違ってビッグ4体制を打破したいとかそういう考えはありません。しかし、同時に監査業務の国際化が進行する中で、日本のビジネス慣行や考え方と監査制度や監査実務が乖離するとは避けなければなりません。それをどうして担保していくのかという問題が根底にはあると思

- [EU] ○ 法定監査指令 [2006年4月]  
主任会計士：継続期間7年、休止期間2年
- [日本] ○ 公認会計士法改正 [2003年5月]  
関与会計士：継続期間7年、休止期間2年
- 公認会計士法改正 [2007年6月]  
主任会計士（大規模監査法人に限る）：継続期間5年、休止期間5年

論 点

- ローテーション制に伴う監査人の独立性向上の効果と監査の品質低下、コスト上昇等の懸念を総合的にどう評価するか。
- 我が国として、“ビッグ4(体制)”にどう対していくか。

21

ます。

以上でございます。

(この講演は、平成二六年五月一日に開催されました。)